



# 三重県公報

令和3年3月9日 (火)  
 第 189 号  
 毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
44	三重県医師修学資金貸与規則の一部を改正する規則	(医療介護人材課)	2
45	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(大気・水環境課)	20
<b>告 示</b>			
149	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	21
150	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同)	21
151	障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による障害者就業・生活支援センターの指定	(障がい福祉課)	21
152	土地収用法の規定による収用又は使用の手続開始	(公共用地課)	21
153	証紙の販売人の指定の取消し	(出納局)	22
<b>選 管 告 示</b>			
13	公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示	(選挙管理委員会)	22
14	政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票に関する規程の一部を改正する告示	(同)	57
<b>訓 令</b>			
2	三重県職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令	(人事課)	64
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	落札者を決定した旨	(法務・文書課)	64

規 則

三重県医師修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年三月九日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第四十四号

三重県医師修学資金貸与規則の一部を改正する規則

三重県医師修学資金貸与規則（平成十六年三重県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸与の申請)</p> <p>第七条 修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書（第一号様式）に次に掲げる添付書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 連帯保証人の所得証明書及び住民票</p> <p>五 申請者及び連帯保証人の本人であることを証明するために必要な書類の写し</p> <p>六 (略)</p>	<p>(貸与の申請)</p> <p>第七条 修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書（第一号様式）に次に掲げる添付書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 連帯保証人の所得証明書</p> <p>五 (略)</p>

第一号様式から第十六号様式までを次のように改める。

第 1 号様式（第 7 条関係）

修学資金貸与申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者（本人）氏名

修学資金の貸与を受けたいので、三重県医師修学資金貸与規則第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

貸与を受けることとなった上は、三重県医師修学資金返還免除に関する条例及び三重県医師修学資金貸与規則の規定を遵守し、同条例に規定する必要勤務期間、キャリア形成プログラムに基づき勤務する医療機関における業務に従事することを誓います。

なお、三重県医師修学資金返還免除に関する条例及び三重県医師修学資金貸与規則に基づく届出書類の提出を怠った場合は、必要な範囲内で、関係機関に対し修学又は勤務の状況等の照会その他必要な調査を行うことについて同意します。

本人	ふりがな		大学名等	大学	
	氏名			学科	
	生年月日及び年齢	年 月 日(満 歳)		所属する学年	
	現住所及び電話番号(携帯)	〒 ( ) ー			
	メールアドレス				
	帰省先住所及び電話番号(自宅)	〒 ( ) ー			
連帯保証人	氏名		生年月日及び年齢	年 月 日(満 歳)	
	現住所及び電話番号(携帯)	〒 ( ) ー		続柄	
	メールアドレス				

添付書類

- 1 大学の在学証明書
- 2 住民票又はこれに代わるもの
- 3 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書
- 4 連帯保証人の所得証明書及び住民票
- 5 申請者及び連帯保証人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の写し
- 6 その他知事が必要と認めるもの

## 第2号様式（第9条関係）

収入印紙

## 三重県医師修学資金借用証書

金 \_\_\_\_\_ 円

上のおり正に借用し、金員（ \_\_\_\_\_ 年度分）を受領しました。ついては、次の特約条項を厳守します。

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者（本人）住所

氏名

決定番号 \_\_\_\_\_

電話番号（携帯）

メールアドレス

連帯保証人 住所

氏名

電話番号（携帯）

## 特約条項

申請者（以下「甲」といいます。）は、修学資金の貸与に関し、三重県医師修学資金返還免除に関する条例（以下「条例」といいます。）及び三重県医師修学資金貸与規則（以下「規則」といいます。）の規定並びに次の条項を遵守することを確約します。

（借入金の返還免除）

第1条 甲は、条例に基づき、三重県知事（以下「乙」といいます。）に対して、貸与を受けた修学資金（以下「借入金」といいます。）の返還及び利息（延滞利息を含みます。）の支払の全部又は一部の免除について申請ができるものとします。

（借入金の返還）

第2条 甲は、規則に基づき、次の各号のいずれかに該当し返還を請求された場合には、借入金の額に、貸与を受けた日の翌日から第1号に規定する場合は大学を退学した日、第2号に規定する場合は乙が同号に規定する事由を認めた日、第3号に規定する場合は医師免許取得の日（医師免許取得の日までに同号に規定する事由が発生した場合は、乙が同号に規定する事由を認めた日）、第4号に規定する場合は同号に規定する事由が確定した日までの期間の日数に応じ年10パーセントの割合で計算した利息を加えた額を乙の定める日までに返還するものとします。

（1）規則第10条第1項第1号の規定により、乙が貸与の決定を取り消したとき。

（2）規則第10条第1項第2号から第7号までの規定により、乙が貸与の決定を取り消したとき。

（3）修学資金の貸与の目的を甲が達成する見込みがなくなると乙が認めたとき。

（4）大学を卒業する日の属する年度及び大学を卒業する日から起算して一年を経過する日の属する年度に実施される医師法（昭和23年法律第201号）第9条に規定する医師国家試験に合格せず、医師免許を取得することができなかったとき。ただし、疾病、災害その他やむを得ない理由によると知事が認めた場合は、この限りではない（平成21年4月以降の貸与決定者を対象とします。）。

2 甲は、正当な理由がなく借入金を前項の乙の定める日までに返還しなかったときは、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成26年三重県条例第2号）第7条の規定により計算した延滞利息を支払うものとします。

（届出）

第3条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、10日以内に乙に届け出るものとします。

（1）大学を退学し、休学し、若しくは復学し、又は停学の処分を受けたとき。

（2）臨床研修を開始したとき及び臨床研修先に変更があったとき。

（3）修学資金の貸与を受けることを辞退するとき。

（4）大学における修学に耐えない程度の心身の故障を生じたとき。

（5）氏名又は住所を変更したとき。

（6）キャリア形成プログラムに基づき勤務する医療機関の業務に従事したとき又は勤務先に変更があったとき。

（7）連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は死亡その他連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。

2 甲は、条例第2条第2項第2号に規定する医学に関する専門知識の修得を目的とする修学を行う場合（規則第13条の3第2項の規定による知事の承認を受けた場合を除きます。）は、医学に関する専門知識修得計画書を当該修学を行う3月前までに乙に提出するものとします。

（医師業務従事の中断期間等の申請）

第3条の2 甲は、条例第2条第2項第2号に規定する医学に関する専門知識の修得を目的とする修学を行う場合であって、同号に規定する2年間の限度を超えて医師業務従事の継続性を中断しようとするときは、医学に関する修学のための中断期間等承認申請書（第3号様式の2）をその中断の開始を希望する日の3月前までに乙に提出するものとします。

（連帯保証人）

第4条 保証人は、この契約から生ずる一切の債務につき甲と連帯し、甲と保証人の間の契約のいかににかかわらず、履行の責めを負うものとします。

2 甲は、乙が保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに必ずするものとします。

3 乙は、保証人の変更に関し甲から請求があり、適当と認めるときはこれを変更するものとします。

4 甲又は保証人は、乙が他の保証人につき免除又は変更を行っても異議を申し立てないものとします。

5 保証人は、資金の返還の期日及び方法につき、甲乙間においていかに取り計らわれても異議を申し立てないものとします。

（合意管轄）

第5条 この契約に関する訴訟については、津市を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

添付書類

所属する学年を記載した在学証明書（初年度は除きます。）、申請者及び連帯保証人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の写し

第3号様式（第11条関係）

修学資金返還免除申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者住所

氏名

貸与を受けた者との続柄

決定番号

—

電話番号（携帯）

メールアドレス

三重県医師修学資金貸与規則第11条の規定により、下記のとおり修学資金の返還及び利息（延滞利息を含む。）の支払の全部又は一部の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、申請の内容について、必要な範囲内で、関係機関に対し修学又は勤務の状況等の照会その他必要な調査を行うことについて同意します。

記

貸与を受けた者の住所		
貸与を受けた者の氏名		
貸与を受けた者の生年月日 及 び 年 齢	年 月 日（満 歳）	
貸与を受けた修学資金の 総 額	金	円
貸与を受けた修学資金の 返 還 未 済 額	金	円
返済未済額のうち免除を 受けようとする額	金	円
修学資金返還免除の対象と なる県内の医療機関等の名称 及びその勤務（研修）期間	名 称	勤務（研修）期間
医籍登録番号及び登録年月日	（ 号） 年 月 日登録	
休職の有無及びその期間		
死亡又は退職の理由 及 び そ の 年 月 日	年 月 日（死亡・退職）	

備考 該当しない事項の欄には「該当なし」と記入してください。

添付書類

- 1 修学資金返還免除の対象となる県内の医療機関等の名称及びその勤務（研修）期間を証明する書面
- 2 休職及びその期間を証明する書面
- 3 死亡又は退職の理由及びその年月日を証明する書面

第 3 号様式の 2 (第13条の 3 関係)

医学に関する修学のための中断期間等承認申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 (本人) 住所

氏名

決定番号 ー

電話番号 (携帯)

メールアドレス

三重県医師修学資金貸与規則第13条の3第1項の規定により、下記のとおり申請します。

なお、申請の内容について、必要な範囲内で、関係機関に対し修学又は勤務の状況等の照会その他必要な調査を行うことについて同意します。

記

医師業務従事を中断する事由 (□に☑を入れてください。)	<input type="checkbox"/> 1 大学院 (学校教育法に規定する大学院をいう。) に在学しようとする場合 <input type="checkbox"/> 2 県外の医療機関における業務に従事しようとする場合 <input type="checkbox"/> 3 上記以外の場合
主たる修学先の名称及び所在地	
修学期間	年 月 日から 年 月 日まで
修学内容	
医師業務従事を中断するやむを得ない理由 ( 上段で「3 上記以外の場合」を選択した場合は、その理由も含めて記載してください。 )	

第4号様式（第16条関係）

修学資金返還猶予申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者住所

氏名

貸与を受けた者との続柄

決定番号

—

電話番号（携帯）

メールアドレス

三重県医師修学資金貸与規則第16条の規定により、下記のとおり修学資金の返還及び利息（延滞利息を含む。）の支払の全部又は一部の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、申請の内容について、必要な範囲内で、関係機関に対し修学又は勤務の状況等の照会その他必要な調査を行うことについて同意します。

記

貸与を受けた者の住所	
貸与を受けた者の氏名	
貸与を受けた者の生年月日及び年齢	年 月 日（満 歳）
貸与を受けた修学資金の総額	金 円
貸与を受けた修学資金の返還未済額	金 円
医籍登録番号及び登録年月日	（ 号） 年 月 日登録
在学する大学若しくは大学院の名称又は在職する病院若しくは診療所の名称	
猶予を受けようとする理由	
猶予を受けようとする期間	

添付書類

猶予を受けようとする理由の欄に記載する事由を証する書面

第5号様式（第18条関係）

退 学 届

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者住所

氏名

貸与を受けた者との続柄

決定番号

—

電話番号（携帯）

メールアドレス

次のとおり大学を退学した（退学の処分を受けた）ので届け出ます。

なお、届出の内容について、必要な範囲内で、大学に対し照会を行うことについて同意します。

（本人記入欄）

1 退学（退学処分）年月日 年 月 日

2 理由

（大学記入欄）

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

大学所在地

学長又は学部長 氏名

（大学記入欄）

大学事務担当者

所属

氏名

電話

メールアドレス

第 6 号様式（第18条関係）

休 学 等 届

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者住所

氏名

貸与を受けた者との続柄

決定番号

—

電話番号（携帯）

メールアドレス

次のとおり大学を休学した（停学の処分を受けた）ので届け出ます。

なお、届出の内容について、必要な範囲内で、大学に対し照会を行うことについて同意します。

（本人記入欄）

1 休学（停学処分）期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 理由

（大学記入欄）

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

大学所在地

学長又は学部長 氏名

（大学記入欄）

大学事務担当者

所属

氏名

電話

メールアドレス

第7号様式（第18条関係）

復 学 届

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者（本人）住所

氏名

決定番号

—

電話番号（携帯）

メールアドレス

次のとおり大学に復学したので届け出ます。  
なお、届出の内容について、必要な範囲内で、大学に対し照会を行うことについて同意します。

（本人記入欄）

復学年月日 年 月 日

（大学記入欄）

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

大学所在地

学長又は学部長 氏名

（大学記入欄）

大学事務担当者

所属

氏名

電話

メールアドレス

## 第8号様式（第18条関係）

## 臨床研修開始（変更）届

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者（本人）住所

氏名

決定番号

—

電話番号（携帯）

メールアドレス

次のとおり臨床研修を開始（変更）したので届け出ます。

なお、届出の内容について、必要な範囲内で、関係機関に対し修学又は勤務の状況等の照会その他必要な調査を行うことについて同意します。

1 臨床研修開始（変更）年月日 年 月 日

2 医療機関名及び所在地（変更の場合は、変更前と変更後を記入）

医療機関名：

所在地：

## 添付書類

医師免許証のコピー（臨床研修開始時のみ）

第9号様式（第18条関係）

修学資金貸与辞退届

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者住所

氏名

貸与を受けた者との続柄

決定番号

—

電話番号（携帯）

メールアドレス

次の理由により医師修学資金の貸与を辞退します。

理由

第10号様式（第18条関係）

疾 病 等 届

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者住所

氏名

貸与を受けた者との続柄

決定番号

—

電話番号（携帯）

メールアドレス

次のとおり、大学における修学に耐えない程度の心身の故障を生じたので届け出ます。  
なお、届出の内容について、必要な範囲内で、関係機関に対し修学の状況等の照会その他必要な調査を行うことについて同意します。

1 心身の故障が生じた日 年 月 日

2 疾病等の内容

添付書類

医師の診断書

第11号様式（第18条関係）

住 所（氏 名）変 更 届

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者（本人）住所

氏名

決定番号

—

電話番号（携帯）

メールアドレス

次のとおり住所（氏名）を変更したので届け出ます。

なお、届出の内容について、必要な範囲内で、関係機関に対し照会その他必要な調査を行うことについて同意します。

1 住所（氏名）

変更前

変更後

2 理由

3 変更年月日

年 月 日

添付書類

住民票、運転免許証等の写し（変更後の内容が分かる書類）

第12号様式（第18条関係）

勤 務 開 始 届

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者（本人）住所

氏名

決定番号

—

電話番号（携帯）

メールアドレス

次のとおり医師として勤務を開始したので届け出ます。

なお、届出の内容について、必要な範囲内で、関係機関に対し修学又は勤務の状況等の照会その他必要な調査を行うことについて同意します。

1 勤務開始年月日 年 月 日

2 医療機関名及び所在地

第13号様式（第18条関係）

勤 務 先 変 更 届

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者（本人）住所

氏名

決定番号

—

電話番号（携帯）

メールアドレス

次のとおり勤務先を変更したので届け出ます。

なお、届出の内容について、必要な範囲内で、関係機関に対し修学又は勤務の状況等の照会その他必要な調査を行うことについて同意します。

変更前

医療機関名

所在地

（勤務終了年月日 年 月 日）

変更後

医療機関名

所在地

（勤務開始年月日 年 月 日）

## 第14号様式（第18条関係）

## 連帯保証人（住所、氏名、職業）変更届

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者（本人）住所

氏名

決定番号

—

電話番号（携帯）

メールアドレス

次のとおり連帯保証人について変更がありましたので届け出ます。

なお、届出の内容について、必要な範囲内で、関係機関に対し照会その他必要な調査を行うことについて同意します。

## 1 変更事項

変更前

変更後

連帯保証人を変更した場合はその住所、連絡先

住 所 : 〒

電話番号 :

メールアドレス :

職業

## 2 変更年月日 年 月 日

添付書類（連帯保証人を変更した場合）

- 1 変更後の連帯保証人の所得証明書及び住民票
- 2 申請者及び変更後の連帯保証人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の写し

第15号様式（第18条関係）

医学に関する専門知識修得計画書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者（本人）住所

氏名

決定番号 ー

電話番号（携帯）

メールアドレス

三重県医師修学資金貸与規則第18条第2項の規定により、下記のとおり届けます。  
なお、届出の内容について、必要な範囲内で、関係機関に対し修学又は勤務の状況等の照会その他必要な調査を行うことについて同意します。

記

主たる修学先の名称及び所在地	
修 学 期 間	<p style="text-align: center;">年 月 日から</p> <p style="text-align: center;">年 月 日まで</p>
修 学 内 容	

第16号様式（第19条関係）

キャリア形成プログラム承認申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者（本人）住所

氏名

決定番号 ー

電話番号（携帯）

メールアドレス

三重県医師修学資金返還免除に関する条例第2条第1項に規定する承認を受けたいので申請します。

なお、申請の内容について、必要な範囲内で、関係機関に対し修学又は勤務の状況等の照会その他必要な調査を行うことについて同意します。

（申請者記入欄）

キャリア形成プログラム名

病院名 :

診療科名 :

（県記入欄）

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

所在地

三重県地域医療支援センター長

氏名

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の三重県医師修学資金貸与規則（次項において「新規則」という。）第七条の規定は、この規則の施行の日以後にされる修学資金の貸与の申請について適用し、同日前にされた修学資金の貸与の申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の三重県医師修学資金貸与規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、新規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 4 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年三月九日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第四十五号

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（令和二年三重県規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第一（第五条関係）			別表第一（第五条関係）		
項 目	基 準		項 目	基 準	
	土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量	土砂等に含まれる物質の量		土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量	土砂等に含まれる物質の量
カドミウム及びその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇〇三ミリグラム以下であること。	土壌一キログラムにつきカドミウム四十五ミリグラム以下であること。	カドミウム及びその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇一ミリグラム以下であること。	土壌一キログラムにつきカドミウム百五十ミリグラム以下であること。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。	—	トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であること。	—
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考（略）			備考（略）		
別表第四（第二十二条関係）			別表第四（第二十二条関係）		
項 目	基 準		項 目	基 準	
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇〇三ミリグラム以下であること。		カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇一ミリグラム以下であること。	
(略)	(略)		(略)	(略)	
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。		トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であること。	
(略)	(略)		(略)	(略)	

附 則

三重県が、令和3年3月9日、以下の通り指定する。

**告 示**

**三重県告示第 149 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

令和 3 年 3 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 日 年 月 日	サービスの種類
2471301438	さくらんぼ名張	名張市東田原 625-58	有限会社伊賀家政婦紹介所	令和 3 年 3 月 1 日	訪問介護
2460590439	Resora 訪問看護リハビリステーション津	津市豊が丘 3 丁目 18 番 2 号	Resora 株式会社	令和 3 年 3 月 1 日	訪問看護

**三重県告示第 150 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 3 年 3 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 日 年 月 日	サービスの種類
2460590439	Resora 訪問看護リハビリステーション津	津市豊が丘 3 丁目 18 番 2 号	Resora 株式会社	令和 3 年 3 月 1 日	介護予防訪問看護

**三重県告示第 151 号**

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 27 条第 1 項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターを指定しました。

令和 3 年 3 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

法人の名称	法人の所在地	事務所の所在地	活動地域	指 定 日 年 月 日
社会福祉法人聖マッセヤ会	津市産品字中之谷 732 番地 1	伊勢市曾祢 1 丁目 13 番 5 号	伊勢志摩圏域	令和 3 年 4 月 1 日

**三重県告示第 152 号**

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 34 条の 3 の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示します。

令和 3 年 3 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類  
一般国道 475 号新設工事（有料道路名「東海環状自動車道」新設工事・岐阜県養老郡養老町大跡字東畑地内から三重県いなべ市北勢町阿下喜字樋之口地内まで）及びこれに伴う附帯工事
- 3 手続が開始される土地
  - (1) 収用の手続が開始される土地  
三重県いなべ市北勢町二之瀬字荒田、字下ノ段及び字京ケ野、塩崎字空畑、字小山、字雑肴川及び字京ケ

野、千司久連新田字下ノ丁、田辺字北山、字奥之谷、字幸増、字上川原、字柿ノ木、字野向及び字野畑、向平字東之原、字四辻及び字拾六代地内

(2) 使用の手続が開始される土地

三重県いなべ市北勢町二之瀬字荒田、字下ノ段及び字京ケ野、塩崎字小山、田辺字奥之谷、字幸増、字上川原、字柿ノ木、字野向及び字野畑、向平字東之原及び字拾六代地内

4 土地収用法第 34 条の 4 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

いなべ市役所

**三重県告示第 153 号**

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定による販売人の指定を、次のとおり取り消します。

令和 3 年 3 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称及び住所	販 売 所		取 消 年 月 日
	名 称	所 在 地	
三重中央農業協同組合 津市一志町田尻 595-13	一志支店 美杉支店 白山支店 久居支店	津市一志町田尻 595-13 津市美杉町八知 5525 津市白山町川口 893 津市久居新町 1083-1	令和 3 年 3 月 31 日
一志東部農業協同組合 松阪市嬉野権現前町 464-5	本店 中川支店 三雲天白支店 香良洲支店	松阪市嬉野権現前町 464-5 松阪市嬉野中川新町 4 丁目 156 松阪市曾原町 666 津市香良洲町 1863-8	
松阪農業協同組合 松阪市豊原町 1043-1	本店 いざわ支店 くしだ支店 くろべ支店 神戸支店 笹川支店 松江支店 市支店 粥見支店 いたか支店	松阪市豊原町 1043-1 松阪市射和町 582-1 松阪市豊原町 1057-1 松阪市東黒部町天神 1 松阪市垣鼻町 1573-5 松阪市笹川町 2205 松阪市西之庄町 228 松阪市郷津町 140-1 松阪市飯南町粥見 4474-1 松阪市飯高町粟野 160 番地の 1	

**選 管 告 示**

**三重県選挙管理委員会告示第 13 号**

公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 3 年 3 月 9 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

公職選挙事務執行規程の一部を改正する告示

公職選挙事務執行規程（平成 7 年三重県選挙管理委員会告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 23 号様式を次のように改める。

## 第23号様式（供託書返還請求書の様式）（第39条関係）

## 供 託 書 返 還 請 求 書

年 月 日執行の 選挙に際し、立候補届出書に添付した供託書の返還を請求します。

年 月 日

(氏 名)

選挙選挙長 宛て

備考 供託をしたもの（供託をしたものが候補者届出政党である場合にあっては、その代表者。以下同じ。）本人が請求する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が請求する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、供託をしたもの本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第 30 号様式その 1 及び第 30 号様式その 2 を次のように改める。

## 第 30 号様式その 1 (選挙事務所届出書の様式) (第 45 条関係)

## 選挙事務所設置(異動)届出書

年 月 日

県(市町)選挙管理委員会委員長 宛て

届出者 住 所

氏 名

次のように選挙事務所を設置(異動)したので届け出ます。

選 挙	
設 置 者	
選 挙 事 務 所 所 在 地	
設 置 ( 異 動 ) 年 月 日	
備 考	

- 注意 1 推薦届出者が選挙事務所を設置した場合の届出には、その設置について候補者の承諾を得たことを証明する書面及び推薦届出者が数人あるときはその代表者であることを証明する書面を添えること。
- 2 選挙事務所を設置した場合又は選挙事務所に異動があった場合は、県選挙管理委員会及び設置し、又は異動した市町選挙管理委員会に届け出ること。
- 3 異動の場合は、従前選挙事務所が設置されていた市町選挙管理委員会にも届け出ること。
- 4 「設置者」欄には、設置者が候補者である場合においては当該候補者の氏名を、設置者が推薦届出者である場合においては当該推薦届出者の氏名及び候補者の氏名を記載すること。
- 5 異動の届出の場合は、「備考」欄に異動前の選挙事務所の所在地を記載すること。
- 6 候補者又はその推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又はその推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第 30 号様式その 2（選挙事務所届出書（候補者届出政党用）の様式）（第 45 条関係）

選挙事務所設置（異動）届出書

年 月 日

県（市町）選挙管理委員会委員長 宛て

届出者 政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者

次のように選挙事務所を設置（異動）したので届け出ます。

選挙	
設置者	
選挙事務所所在地	
設置（異動）年月日	
備考	

- 注意 1 選挙事務所を設置した場合又は選挙事務所に異動があった場合は、県選挙管理委員会及び設置し、又は異動した市町選挙管理委員会に届け出ること。
- 2 異動の場合は、従前選挙事務所が設置されていた市町選挙管理委員会にも届け出ること。
- 3 「設置者」欄には、候補者届出政党の名称を記載すること。
- 4 異動の届出の場合は、「備考」欄に異動前の選挙事務所の所在地を記載すること。
- 5 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第 32 号様式を次のように改める。

第 32 号様式（選挙事務所の標札再交付申請書の様式）（第 46 条関係）

標 札 再 交 付 申 請 書

年 月 日

三重県選挙管理委員会委員長 宛て

（申請者）

年 月 日執行 何 選挙における選挙事務所の標札を次のように紛失（破損）したので再交付願います。

標 札 番 号	紛失年月日	紛失場所	紛失届をした警察署名及び年月日
(理由)			

備考

- 1 申請者の欄には、候補者届出政党の場合には届出政党名、所在地及び代表者名を、それ以外の場合には申請者の住所及び氏名を記載すること。
- 2 再交付を受けようとする者（再交付を受けようとする者が候補者届出政党である場合にあつては、その代表者。以下同じ。）本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、再交付を受けようとする者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第 35 号様式を次のように改める。

## 第 35 号様式（ビラの届出書の様式）（第 49 条関係）

## 選挙運動用ビラの届出書

年 月 日

三重県選挙管理委員会委員長 宛て

何選挙

候補者（氏 名）

年 月 日執行の何選挙において、公職選挙法第 142 条第 1 項第 1 号（第 2 号）（第 3 号）（第 4 号）の規定により頒布するビラを次のように届け出ます。

## 記

ビラの種類	頒布する枚数

## 備考

- 1 この届出には、ビラの見本（記載内容等の異なるビラがある場合においては、それぞれ 1 枚）を添えること。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第 37 号様式の 2 を次のように改める。

第 37 号様式の 2（候補者届出政党用物件交付申請書の様式）（第 51 条の 2 関係）

候補者届出政党用物件交付申請書

年 月 日

三重県選挙管理委員会委員長 宛て

政党その他の政治団体の名称  
 本 部 の 所 在 地  
 （電話番号）  
 代 表 者

年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、本 が  
 三重県内の選挙区に届け出た候補者は、次のとおりであります。

本 が受け取ることのできる物件を交付願いたく、ここに申請します。

記

1 届出候補者数 人  
 （ 年 月 日現在）

2 届出候補者氏名等

番 号	候 補 者 氏 名	選 挙 区	立候補届出年月日
1		三重県第 区	年 月 日
2		三重県第 区	年 月 日
3		三重県第 区	年 月 日
4		三重県第 区	年 月 日

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第 42 号様式を次のように改める。

第 42 号様式（個人演説会等開催申出書の様式）（第 65 条関係）

個人演説会

（政党演説会）開催申出書

（政党等演説会）

年 月 日

市町選挙管理委員会委員長 宛て

候補者氏名（参議院名簿登載者氏名）

（候補者届出政党名及び代表者氏名）

（名簿届出政党等名及び代表者氏名）

（電話）

次のとおり、個人演説会（政党演説会）（政党等演説会）を開催したいから申し出ます。

記

- 1 使用する施設
- 2 開催する日時

備考 候補者又は候補者届出政党若しくは名簿届出政党等の代表者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が申し出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は候補者届出政党若しくは名簿届出政党等の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第 46 号様式その 1 及び第 46 号様式その 2 を次のように改める。

第46号様式その1（選挙公報掲載申請書の様式）（第69条関係）

選挙公報掲載申請書

年 月 日

三重県選挙管理委員会委員長 宛て

何選挙候補者 氏 名

公職選挙法第168条第1項の規定により選挙公報の掲載を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 掲 載 文 別添のとおり
- 2 連 絡 場 所 (電話)
- 3 事務担当者氏名

備考

- 1 この様式は、衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員及び県知事の選挙において申請する場合の様式である。
- 2 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第46号様式その2（選挙公報掲載申請書の様式）（第69条関係）

選挙公報掲載申請書

年 月 日

三重県選挙管理委員会委員長 宛て

三重県議会議員何選挙区選挙候補者 氏 名

三重県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条第1項の規定により選挙公報の掲載を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 掲 載 文 別添のとおり

2 連 絡 場 所 (電話)

3 事務担当者氏名

備考

- 1 この様式は、県議会議員選挙において申請する場合の様式である。
- 2 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第 48 号様式及び第 49 号様式を次のように改める。

第48号様式（選挙公報掲載文撤回申請書の様式）（第74条関係）

選挙公報掲載文撤回申請書

年 月 日

三重県選挙管理委員会委員長 宛て

何選挙候補者 氏 名

年 月 日提出した選挙公報の掲載文を、撤回したいので申請します。

備考 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第49号様式（選挙公報掲載文修正申請書の様式）（第74条関係）

選挙公報掲載文修正申請書

年 月 日

三重県選挙管理委員会委員長 宛て

何選挙候補者 氏 名

年 月 日提出した選挙公報の掲載文を別添のとおり修正したいので、修正した掲載文を添えて申請します。

備考 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第 54 号様式その 1 から第 55 号様式その 3 までを次のように改める。

第 54 号様式その 1 (選挙運動用自動車使用契約届出書の様式) (第 86 条関係)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 ( 選挙区)

候補者 (氏名)

三重県選挙管理委員会委員長 宛て

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容			備 考
		運 送 契 約 期 間	運 送 契 約 金 額		

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借 入 れ 期 間 等	契 約 金 額	
自動車の 借 入 れ					
運転手の 雇 用					
燃 料 代					

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付すること。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載すること。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載すること (なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えない)。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第 54 号様式その 2 (ポスター作成契約届出書の様式) (第 86 条関係)

ポスター作成契約届出書

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日執行

選挙 ( 選挙区)

候補者 (氏名)

三重県選挙管理委員会委員長 宛て

記

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作 成 契 約 枚 数	作 成 契 約 金 額	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付すること。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第 54 号様式その 3 (ビラ作成契約届出書の様式) (第 86 条関係)

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日執行

選挙 ( 選挙区)

候補者 (氏 名)

三重県選挙管理委員会委員長 宛て

記

契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付すること。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第 55 号様式その 1 (選挙運動用自動車燃料代確認申請書の様式) (第 87 条関係)

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第 4 条第 1 項第 2 号ロの規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 ( 選挙区)

候補者 (氏名)

三重県選挙管理委員会委員長 宛て

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認申請金額 円

区 分	購 入 金 額	左 の うち 確 認 済 又 は 確 認 申 請 金 額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	円	円
燃料代計 (a) + (b)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに候補者から三重県選挙管理委員会に提出すること。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものであること。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載すること。
- 4 「前回までの累積金額」欄には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載すること。
- 5 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送契約において一般乗用旅客自動車運送事業者との契約が締結されている場合は、その日を除いた日数となること。
- 6 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第 55 号様式その 2 (ポスター作成枚数確認申請書の様式) (第 87 条関係)

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第 6 条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙 ( 選挙区)

候補者 ( 氏 名 )

三重県選挙管理委員会委員長 宛て

記

1 契約年月日 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 円

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は 確認申請枚数
前回までの累積枚数 ( a )	枚	枚
今回の枚数 ( b )	枚	枚
枚数計 ( a ) + ( b )	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに候補者から三重県選挙管理委員会に提出すること。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものであること。
- 3 「前回までの累積枚数」欄には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載すること。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第 55 号様式その 3 (ビラ作成枚数確認申請書の様式) (第 87 条関係)

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第 5 条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

年 月 日執行

選挙 ( 選挙区)

候補者 (氏 名)

三重県選挙管理委員会委員長 宛て

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 \_\_\_\_\_ 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は 確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに候補者から三重県選挙管理委員会に提出すること。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものであること。
- 3 「前回までの累積枚数」欄には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載すること。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第56号様式その2中「第5条」を「第6条」に改める。

第56号様式その3中「第6条」を「第5条」に改める。

第57号様式その1及び第57号様式その3から第58号様式その2までの規定中「㊟」を削る。

第59号様式その1中「三重県知事 あて」を「三重県知事 宛て」に改め、「㊟」を削る。

第59号様式その2中「第5条」を「第6条」に改め、「㊟」を削る。

第59号様式その3及び第60号様式を次のように改める。

第59号様式その3（請求書の様式）（第90条関係）

請 求 書

（ビラの作成）

三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

三重県知事 宛て

氏名又は名称及び住所並びに法人  
 にあってはその代表者の氏名  
 電話番号

記

1	請 求 金 額		円
2	内 訳	別紙請求内訳書のとおり	
3	選 挙 の 種 類	年 月 日執行	選挙（ 選挙区）
4	候 補 者 の 氏 名		
5	金融機関名、口座名及び口座番号		
	金融機関名	本・支店名	
	金融機関コード	支店コード	
	預金種別	口座番号	
	ふりがな		
	口座名		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出すること。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、三重県に支払を請求することはできない。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付すること。
- 4 請求金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

(別紙)

請 求 内 訳 書

(ビラの作成)

区 分	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	備 考
作 成 金 額	円	枚	円	
基 準 限 度 額	円	枚	円	
請 求 金 額	円	枚	円	

備考

1 「基準限度額」の「単価」欄には、次により算出した額を記載すること。

(1) 確認書により確認された作成枚数が 50,000 枚以下の場合 7円 51 銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が 50,000 枚を超える場合

$$\frac{375,500\text{円} + 5\text{円}02\text{銭} \times (\text{作成枚数} - 50,000\text{枚})}{\text{作 成 枚 数}} \quad (1\text{ 銭未満の端数は切り上げる。})$$

2 「基準限度額」の「枚数」欄には、確認書により確認された作成枚数を記載すること。

3 「請求金額」の「単価」欄には、「作成金額」の「単価」欄と「基準限度額」の「単価」欄とを比較して少ない方の額を記載すること。

4 「請求金額」の「枚数」欄には、「作成金額」の「枚数」欄と「基準限度額」の「枚数」欄とを比較して少ない方の枚数を記載すること。

5 請求金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

第60号様式（出納責任者選任届等の様式）（第91条関係）

出納責任者選任（異動）届出書  
（出納責任者職務代行）

年 月 日

三重県選挙管理委員会委員長 宛て

届 出 者

公職選挙法第 条の規定により次のとおり届け出ます。

候補者氏名		立候補届出 年 月 日	
出納 責任者	氏名	生年月日	
	住所		
	職業	選任年月日	
備考			

備考

- 1 候補者届出政党が届出をする場合は、届出者の欄には、候補者届出政党の名称、所在地及び代表者の氏名を、その他の場合は届出者の住所及び氏名を記載すること。
- 2 「第 条」の欄に選任届は「180」、異動届は「182」、職務代行届は「183」と記入すること。
- 3 候補者自身が出納責任者となったときも各欄に記入すること。
- 4 候補者届出政党又は推薦届出者が出納責任者の選任者であるときは、選任について候補者の承諾を得たことを証する文書及び推薦届出者が数人あるときはその代表者であることを証する文書を添付すること。
- 5 異動届の場合
  - (1) 「備考」欄に前任者の氏名、住所及び選任年月日を記入すること。
  - (2) 解任又は辞任による届出には、解任又は辞任を証する文書（解任書の写し等）を、候補者届出政党又は推薦届出者が解任したときは、解任について候補者の承諾を得たことを証する文書を併せて添付すること。
- 6 出納責任者職務代行者の届出の場合は、「備考」欄に事故又は欠けた出納責任者の氏名（出納責任者を選任した推薦届出者にも事故があるとき又はその者も欠けたときは、併せてその氏名）並びに事故又は欠けたことの実事及び職務代行を始めた年月日を記入すること。  
職務代行者が職務代行をやめたときは、その理由及び職務代行をやめた年月日を記入すること。
- 7 出納責任者の選任者（選任者が候補者届出政党である場合にあっては、その代表者。以下同じ。）又は出納責任者職務代行者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、出納責任者の選任者又は出納責任者職務代行者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第 63 号様式中「証紙取扱責任者（氏 名）印」を「証紙取扱責任者（氏 名）」に改める。  
第 65 号様式を次のように改める。

第 65 号様式（政談演説会開催届出書の様式）（第 98 条関係）

政 談 演 説 会 開 催 届 出 書

年 月 日

三重県選挙管理委員会委員長 宛て

政治団体名

事 務 所

代 表 者（氏 名）

年 月 日執行 何 選挙の政談演説会を次のとおり開催しますから届け出  
ます。

開 催 日 時	使用する施設の名称	使用する施設の所在地

（届出用紙交付第 号）

三重県選挙管理委員会 印

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第 68 号様式中「㊤」を削る。

第 70 号様式及び第 71 号様式を次のように改める。

第 70 号様式（政治活動用ビラ届出書の様式）（第 102 条関係）

政治活動用ビラ届出書

年 月 日

三重県選挙管理委員会委員長 宛て

政治団体名

事務所

代表者（氏 名）

年 月 日執行の 何 選挙において、公職選挙法第 201 条の 8（公職選挙法第 201 条の 9）第 1 項第 6 号の規定により頒布するビラを次のように届け出ます。

政党その他の政治団体名	
ビラを表示する記号	

備考

計 種類

- 1 この届出書には、ビラの見本を添えること。
- 2 ビラには、その表面に記号（政党その他の政治団体の名称、選挙の種類、ビラの種類番号等をあらわすもの）を記載しなければならないこと。
- 3 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

## 第 71 号様式（機関紙誌届出書の様式）（第 102 条関係）

政党等の発行する機関紙誌届出書

年 月 日

三重県選挙管理委員会委員長 宛て

政治団体名

事務所

代表者（氏 名）

年 月 日執行の 何 選挙において、公職選挙法第 201 条の 15 第 1 項の規定の適用を受ける新聞紙（雑誌）として次のように届け出ます。

新聞紙（雑誌）名	
編集人氏名	
発行人氏名	
創刊年月日	
発行方法	
引き続いて発行されている期間	
備考	

備考

- 1 「備考」欄に1回の発行部数の概数を記載すること。
- 2 この届出書には、最近に発行された新聞紙又は雑誌を添えること。
- 3 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

## 附 則

この告示は、公表の日から施行する。ただし、様式第 59 号その 1 から第 59 号様式その 3 までの改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

---

**三重県選挙管理委員会告示第 14 号**

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票に関する規程の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 3 年 3 月 9 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票に関する規程の一部を改正する告示

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票に関する規程（平成 8 年三重県選挙管理委員会告示第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式から第 7 号様式までを次のように改める。





第 4 号様式（第 3 条関係）

（個人用）

証 票 異 動 申 請 書

年 月 日

三重県選挙管理委員会委員長 あて

公職の候補者等  
の 氏 名  
住 所  
(電話 )  
職 業

年 月 日付けで交付を受けた証票を下記のとおり異動したいので、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票に関する規程第 3 条の規定により申請します。

記

- 1 公職の種類
- 2 証票交付申請枚数 枚
- 3 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数及び証票番号

	事務所の所在地	枚数	証票番号
新			
旧			

備考 公職の候補者等本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

（規格 A 4）

第 5 号様式（第 3 条関係）

（後援団体用）

証 票 異 動 申 請 書

年 月 日

三重県選挙管理委員会委員長 あて

後援団体の名称

代表者の氏名

主たる事務所の

所在地

（電話 ）

年 月 日付けで交付を受けた証票を下記のとおり異動したいので、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票に関する規程第 3 条の規定により申請します。

記

1 推薦し、又は支持する公職の候補者等の氏名、住所、職業及び公職の種類

氏 名

住 所

（電話 ）

職 業

公職の種類

2 政治団体としての届出先

3 証票交付申請枚数 枚

4 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数及び証票番号

	事務所の所在地	枚数	証票番号
新			
旧			

備考 後援団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

（規格 A 4）

第 6 号様式（第 4 条関係）

## 証 票 再 交 付 申 請 書

年 月 日

三重県選挙管理委員会委員長 あて

公職の候補者等

の 氏 名

(後援団体の名称)

住 所

(電話 )

(代表者の氏名)

職 業

(主たる事務所の所在地)

(電話 )

年 月 日付けで交付を受けた証票を、下記のとおり紛失（破損）したので、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票に関する規程第 4 条の規定により再交付の申請をします。

## 記

- 1 紛失（破損）した事務所の所在地（紛失（破損）した場所）
- 2 紛失（破損）した証票の枚数及びその番号
- 3 紛失（破損）年月日
- 4 紛失届をした警察署名及び年月日
- 5 理由

備考 公職の候補者等又は後援団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等又は後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

(規格 A 4)

第7号様式（第5条関係）

事 務 所 廃 止 届

年 月 日

三重県選挙管理委員会委員長 あて

公職の候補者等

の 氏 名

(後援団体の名称)

住 所

(電話 )

(代表者の氏名)

職 業

(主たる事務所の所在地)

(電話 )

年 月 日付で交付を受けた証票に係る事務所を下記のとおり廃止したので、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票に関する規程第5条の規定により返還します。

記

1 選挙の種類

2 廃止する事務所等

(1) 事務所の所在地

(2) 立札又は看板の類の枚数 枚

3 廃止年月日

4 返還する証票の枚数及び番号

備考 公職の候補者等又は後援団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等又は後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

(規格A4)

## 附 則

この告示は、公表の日から施行する。

## 訓 令

## 三重県訓令第 2 号

庁 中 一 般  
地 域 機 関

三重県職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 3 年 3 月 9 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令

三重県職員の服務に関する訓令（昭和 55 年三重県訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 11 号様式の 3 中「意向確認印」を「意向確認」に改める。

第 15 号様式中「職員意向確認印「代休日の指定を希望しない旨を申し出ないこと。」を「職員意向確認「代休日の指定を希望しない旨を申し出ないこと」」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の三重県職員の服務に関する訓令（次項において「旧訓令」という。）の規定に基づき提出されている書類は、改正後の三重県職員の服務に関する訓令の規定に基づき提出された書類とみなす。
- 3 この訓令の施行の際現に旧訓令に規定する様式により作成されている用紙等は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 3 年 3 月 9 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- |   |             |  |
|---|-------------|--|
| 1 | 特定役務の名称     | 高速複写機及び付属オプションの賃貸借契約                         |
| 2 | 数 量         | 2 台  |
| 3 | 担 当 部 局     | 三重県津市広明町 13 番地<br>三重県総務部法務・文書課               |
| 4 | 落 札 者 決 定 日 | 令和 3 年 2 月 22 日                              |
| 5 | 落 札 者       | 三重県四日市市久保田 2-7-5<br>デュプロ販売株式会社三重営業所 所長 加藤 寛克 |
| 6 | 落 札 金 額     | 入札価格 35,224,000 円                            |
| 7 | 決 定 手 続     | 一般競争入札                                       |
| 8 | 入 札 公 告 日   | 令和 2 年 12 月 22 日                             |

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---